

合併Q&A

Q1 「特別職の職員」と「一般職の職員」の違いは何ですか？

市町村の職員には、特別職の職員と一般職の職員の2つの種類があります。

特別職の職員には、常勤の特別職である市町村長、助役、収入役の三役のほか、条例等により設けられた委員会や審議会の委員など臨時又は非常勤の者が含まれます。

一方、一般職の職員とは、これら特別職の職員を除いた市町村の職員のことです。

なお、今回、「特別職の取扱い」の中で、特別職のうち編入される各町村の三役は、合併に伴い職を失うとして提案されています。

Q2 各町村の一般職の職員はどのように上越市へ引き継がれるのですか？

今回、「一般職の職員の身分の取扱い」が決定され、各町村の一般職の職員はすべて上越市の職員として引き継がれることになりました。

上越市に引き継がれる際、各町村の職員については、上越市の組織に合わせた職に任用する必要があることから、自治体間で相違のある職制(課長・係長など、職務の分担の制度)について調整が行われることとなります。

また、給与については、各市町村によって水準に差があるものの、原則として、個々の職員の給与の額に変更はありません。(現給保障)

なお、職員の配置については、現状の住民サービスのレベルを維持できるよう配慮することとしています。

Q3 消防やゴミ・し尿処理、斎場施設などの行政サービスはどうなりますか？

前号の「合併Q&A」でもご紹介しましたが、消防やゴミ・し尿処理、斎場施設などの行政サービスは、現在、一部事務組合を設置して共同で処理を行っています。

今回、ほとんどの一部事務組合については、事務等を上越市が引き継ぐか、それまでに組合に加入していた町村に代わって上越市が組合に加入

するとして決定されました。したがって、消防やゴミ・し尿処理など、一部事務組合が行っている行政サービスは、合併後も基本的に今までと変わりません。また、斎場などの施設についても、今までどおり利用できます。

Q4 各町村の木・花は、合併後、どうなるのですか？

市町村の木・花は、基本的には、それぞれ1種類ずつ選定されています。

今回、「慣行の取扱い」は、上越市に統一することになったことから、市の木は「サクラ」、花は「ツバキ」となります。

しかし、今まで慣れ親しんできた各町村の木・花を引き続き大切にするための方法を検討した結果、これらを上越市の「市推奨の木・花」に加えることとし、市全体で推奨していくことになりました。

- 上越市推奨の木
マツ、イチヨウ、ケヤキ
- 上越市推奨の花
ツツジ(サツキを含む)、
シャクヤク、ハマナス

【各町村の木・花】

| | | |
|-------|---|------|
| ・安塚町 | 木 | キハダ |
| ・浦川原村 | 木 | 銀杏 |
| ・大島村 | 木 | 山桜 |
| ・牧村 | 木 | ケヤキ |
| ・柿崎町 | 木 | ハマナス |
| ・大潟町 | 木 | 松 |
| ・頸城村 | 木 | あやめ |
| ・吉川町 | 木 | 梅 |
| ・中郷村 | 木 | エンジュ |
| ・板倉町 | 木 | ケヤキ |
| ・清里村 | 木 | 杉 |
| ・三和村 | 木 | すいせん |
| ・名立町 | 木 | 桜 |
| | 花 | 水仙 |

Q5 「新市建設計画」はどのような計画のことですか？

新市建設計画とは、合併後

のまちづくりを進めていくための基本方針と、その実現に向けた具体的な施策、そして財源的な裏付けを併せて取りまとめた計画です。

上越地域合併協議会では、上越地域法定合併協議会準備会で住民の皆さんと検討を重ねて作成した「新しいまちのブランドデザイン」を基に、まちづくりの基本理念である「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支え合う自主自立のまちづくり」と、新しいまちの将来像である「海に山に大地に なりわいと文化あふれる 共生都市上越」を踏まえた計画として取りまとめることが提案されています。

また、計画は、新市建設の根幹となるべき事業等を位置付け、合併特例債活用事業等を掲載するものですが、地域では、合併により13町村の総合計画が消滅し、上越市の総合計画の改定までの間は、市全域をカバーする事業計画が存在しない状態となるため、新市建設計画を、各町村の総合計画を包含する事業計画としても位置付けることが提案されています。